

LCL「引受貨物基準」

2024年4月15日

下記に該当する貨物は場合は、お引受け不可となります。
 但し、諸条件を満たせば引受け可の場合もございますので、下記貨物に該当する場合は事前に
 当社までお問合せください。

* 長尺貨物（3.0m以上）
* 重量貨物（2,500kg以上）
* 背高貨物（2.0m以上）
* 段積み不可/禁止貨物/天面がフラットでない貨物
* バラのカートン（100個以上、もしくは1個あたり25kg以上）
* 危険品
* 消防法該当貨物
* Non-Haz Chemical
* エンジン（新品・中古問わず）
* バッテリー（SP188該当貨物を含む）
* カーボンやカーボンを含む製品（製品にカーボンの記載がある貨物を含む）
* 食品類
* アルコール類（アルコール飲料含む）
* USA食品/FDA関連品
* 冷凍・冷蔵貨物

[その他]

- ・未梱包貨物や、梱包の強度が弱く輸送に耐えられない貨物、突起物などがあり他の貨物に
 ダメージを与える可能性のある貨物は、お取扱いができません。
- ・木材梱包をご利用の場合は、ISPN No.15「国際貿易における木材こん包材の規則」に即した
 消毒、表示等をご手配ください。
- ・荷姿がBAG類の貨物は、バラでのお引受けが不可場合があります。
 パレット梱包(シュリンクラップでの固定)を推奨しております。
- ・基本的に段積みが可能であることを前提としてますので、特異な貨物形状等の場合には、
 追加料金をいただくことや、次船以降へのスライドの調整、お引受け不可の場合もあります
 のでご注意ください。
- ・貨物には、ケースマーク及び各ケースナンバーをご明示ください。
 なお、ケースナンバーは、通し番号記載を推奨しております。
- ・名古屋CFSへの貨物搬入は、輸出許可後の貨物搬入の取り扱いとなります。
- ・一部CFSでは、WEBトラック受付システムを導入してます。

